

# 河内町水稻病虫害防除事業費補助金交付要綱

令和 3 年 7 月 1 6 日

訓令第 2 4 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、水稻病虫害の発生及びまん延を防止し、稲作農家及び稲作を行う生産組織（3 戸以上の農業者で組織する団体及び農業を営む法人等）（以下「稲作農家等」という。）の経営の安定及び良質米の生産を図ることを目的に行う防除対策に対し、予算の範囲内において河内町水稻病虫害防除事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、河内町補助金等交付規則（平成 1 4 年規則第 9 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第 2 条 補助対象事業は、別表のとおりとする。

(補助対象者)

第 3 条 補助対象者は、別表のとおりとする。

(補助対象農地)

第 4 条 補助対象農地は、別表のとおりとする。

(補助対象経費、補助率等)

第 5 条 補助対象経費、補助率及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする稲作農家等は、河内町水稻病虫害防除事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。

(補助金交付の条件)

第 7 条 補助対象者に町税等の未納があるときは、補助金を交付しないものとし、補助対象者が 3 戸以上の農業者で組織する団体の場合は、当該団体の構成員全員に町税等の未納がないものとする。

(補助金交付決定等)

第 8 条 町長は、第 6 条による交付申請について、書類内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、その内容を適当と認めるときは、河内町水稻病虫害防除事業費補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により交付申請を行

った者（以下「申請者」という。）に通知し、補助金を交付するものとする。ただし、書類内容等を審査し、その内容が適当と認めないときは、河内町水稻病虫害防除事業費補助金不交付決定通知書により（様式第3号）により申請者に通知する。

（補助金交付決定等の取消し）

第9条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定した補助金の全部又は一部を取り消し、その旨を河内町水稻病虫害防除事業費補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（1）虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）前号のほか、町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

（補助金の返還）

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月20日訓令第13号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条、第4条、第5条関係）

| 補助対象事業           | 補助対象者                                                          | 補助対象農地              | 補助対象経費                                                                                | 補助率及び補助金の額                                                              |
|------------------|----------------------------------------------------------------|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| ヒメトビウンカ又はウンカ防除事業 | 当該年度の営農計画を提出し、ヒメトビウンカ又はウンカ類に登録のある苗箱処理用薬剤を購入した補助対象事業を行う町内の稲作農家等 | 営農計画書に基づき、稲を作付けした農地 | 補助対象事業に係る当該年度の苗箱処理に用いる薬剤購入費。ただし、営農計画書に基づき作付けした面積に対する薬剤の標準使用量分（ラベル等に記載されている使用量）を上限とする。 | 補助対象経費の3分の1以内で、10アール当たり500円を上限とし、補助金の額に10円未満の端数があるときは、その端数額を切り捨てるものとする。 |
| カメムシ防除事業         | 当該年度の営農計画を提出し、主に適用病虫害名がカメムシ類の薬剤を空中散布又は手撒き等により補助対象事業を行う町内の稲作農家等 |                     | 営農計画書に基づき作付けした面積に対する当該年度の薬剤空中散布及び薬剤手撒き等に要する経費（薬剤費、空中散布経費、委託料含む。）                      |                                                                         |